

押印見直しに伴う書面提出の運用について

提出された書面の申請者が、間違いなく、代表者または現場代理人本人であるかどうかを確認する必要があるため、書面の提出について、以下のとおり運用いたします。

○情報共有システム（ASP）で提出する場合

情報共有システム（ASP）により提出された場合は、押印不要です。

○電子メールで提出する場合

事前に監督課へ届け出たメールアドレスから送られた書面は、押印不要です。

- ・電子メールの使用を予定されている場合、書面を提出するために使用するメールアドレスを、監督員と協議のうえ、届け出てください。（様式は問いません）
- ・メールアドレスを変更した場合はその都度、届け出てください。

○本人が直接提出する場合

代表者または現場代理人本人が対面で直接提出する場合は、押印不要です。

○本人以外が提出する場合

書面に、代理で提出された方の氏名・連絡先を記載して頂くか、これまでどおり署名または押印を行うか、どちらかで提出してください。

○郵送で提出する場合(バイク便も含む)

これまでどおり、署名または押印が必要です。